

知って安心！相続手続のこと

① 相続登記が義務化されたって本当？

相続登記の義務化

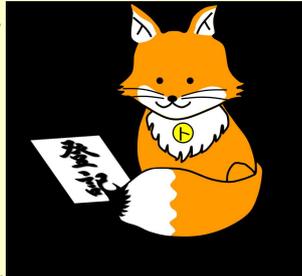
令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

※令和6年4月1日以前の相続でも、不動産の相続がされていないものは、義務化の対象となります。

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。



詳しくはこちら



神戸地方法務局豊岡支局 登記係
TEL 0796-22-2703

② 法務局で遺言書を保管してもらえるの？

自筆証書遺言書保管制度

相続登記を円滑に行うために、遺言書を残しておけば、遺産分割協議を行う必要がなくなり、無用なトラブルを未然に防ぐことができます。

- ① 遺言書の紛失、改ざんの防止
- ② 家庭裁判所の検認不要
- ③ 相続人等への保管の通知
- ④ 保管申請手数料 3,900円

メリット



詳しくはこちら

遺言書は、自分の想いを家族に伝える一つの方法です。スムーズな相続手続のため、遺言書を書いて、法務局に預けてみませんか？



神戸地方法務局豊岡支局 総務係
TEL 0796-23-0417

各手続案内は
要予約

③ 法務局で法定相続人の証明ができるの？

法定相続情報証明制度

法務局に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを必要な枚数無料で交付します。その後の相続

手続（相続登記、金融機関等での手続など）は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。



詳しくはこちら

神戸地方法務局豊岡支局 登記係
TEL 0796-22-2703

④ 相続した利用しない土地を手放すことができるの？

相続土地国庫帰属制度

「遠くに住んでいて利用する予定がない」「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」そんな相続した土地の管理にお困りの方へ

令和5年4月27日から「相続土地国庫帰属制度」が法務局で始まりました。

※相続又は相続人に対する遺贈によって土地の所有権を取得した相続人からの申請により、所有権を国に移転することができます。

※国庫帰属が認められない土地（建物のある土地、債務の担保になっている土地、境界が明らかでない土地、危険な崖地など法令で定める要件を満たさない土地）もあります。

※本制度の活用には、負担金（10年分の管理費用）の納付などの費用負担が必要です。



詳しくはこちら

神戸地方法務局 国庫帰属審査室
TEL 078-392-1837

⑤ 住所・名前の変更登記が義務化されるって本当？

住所等変更登記の義務化

令和8年4月1日から義務化されます。

住所・名前の変更の日から2年以内に登記する必要があります。



詳しくはこちら

相続手続を相談するなら
裏面へ →

司法書士は身近な法律パートナー

相続登記の申請、遺言書の具体的な内容のご相談、法定相続情報の作成、
相続土地国庫帰属は私たちにお任せください！

(名簿は令和7年4月1日現在)

豊岡市

河原 均	豊岡市若松町11番6号	0796-24-6370
武田 公明	豊岡市山王町3番16号	0796-23-7795
竹谷 直人	豊岡市高屋950番地の3	0796-20-2084
竹村 宗一郎	豊岡市寿町6番10号	0796-23-7583

松岡 竜也	豊岡市寿町7番15号	0796-20-1515
高岡 正博	豊岡市出石町日野辺776番地の35	0796-53-1234
佐藤 弘樹	豊岡市日高町岩中213番地12	0796-42-6061

美方郡

上田 真之介	美方郡香美町香住区香住879番地	0796-36-2557
中井 功	美方郡新温泉町湯1192番地4	0796-92-2305

橋本 勝由	美方郡新温泉町浜坂2054番地の15	0796-82-4662
-------	--------------------	--------------

養父市

津崎 幸憲	養父市広谷25番地	079-664-1435
後藤 慎二郎	養父市八鹿町八鹿1860番地2	079-662-4449

谷垣 昭吉	養父市八鹿町八鹿1855番地2	079-662-3118
田村 陸司	養父市八鹿町八鹿803番地	079-665-8025

朝来市

小林 正敬	朝来市物部1172番地	079-678-0277
福田 伸之	朝来市和田山町寺谷710番地2	079-672-2356
藤岡 孝浩	朝来市和田山町東谷158番地8	079-672-4184

福本 利正	朝来市山東町矢名瀬町880番地5	079-676-3019
-------	------------------	--------------

豊岡市での空き家に関する
相談はこちらまで。

豊岡市役所

○空き家情報の掲載・空き家改修補助など

くらし創造部地域づくり課

TEL 0796-21-9096

無料法律相談会

要予約

浜坂会場「浜坂多目的集会施設」
(奇数月の第1土曜日)
和田山会場「和田山ジュピターホール」
(偶数月の第1土曜日)
豊岡会場「アイティ7階市民プラザA」
(毎月第3土曜日)

午後1時～4時

TEL 0796-23-7817



○空き家解体補助など

都市整備部建築住宅課

TEL 0796-21-9018